

骨髄バンクドナー助成金の交付について

魚津市では、公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄バンクドナーとして骨髄又は末梢血管細胞（以下「骨髄等」という。）の提供を行った方に対し、助成金を交付します。

ご希望の方は、下記をお読みの上、申請手続きを行ってください。

1 助成を受けることができる方

次のすべてに該当する方が対象です。

- (1) 骨髄等の提供を行った日（提供が中止された場合は、中止となった日）において魚津市に住所を有している方
- (2) 骨髄バンクから骨髄等の提供に係る手続を証明する書類の交付を受けている方
- (3) 所属する企業、団体等に有給のドナー休暇制度がない方
- (4) 他の地方公共団体等から同種の助成金の交付を受けていない方
- (5) 暴力団等との関係を有していない方
- (6) 市税等の滞納がない方


2 助成金の額

骨髄等の提供のための面接、通院及び入院の日数に2万円を乗じた額です。ただし、1回の骨髄等の提供につき7日間・14万円を上限とします。
※令和4年4月1日以降の通院等が対象です。

3 申請方法

骨髄等の提供が完了した日（中止となった日）から90日以内に、次の必要書類等を揃えて、魚津市健康センターへ申請してください。

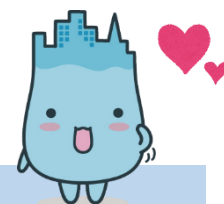
【助成金申請に必要な書類】

- 魚津市骨髄バンクドナー助成金交付申請書 
- 骨髄バンクが発行する骨髄等の提供に係る手続、通院等の日数を証する書類
- 助成金の振込口座のわかるもの（ドナー本人名義のもの）
- 印鑑（シャチハタ不可）

【助成金請求に必要な書類】

- 魚津市骨髄バンクドナー助成金請求書 

※申請書及び請求書は、魚津市ホームページからダウンロードできます。



問合せ先

魚津市健康センター 健康づくり係 〒937-0041 富山県魚津市吉島 1165 番地

TEL 0765-24-3999 FAX 0765-24-3684 メールアドレス kenko-center@city.uozu.lg.jp